

第5期南関町スポーツ推進計画



令和7年3月

南関町教育委員会 教育課

はじめに

「第5期南関町スポーツ推進計画策定にあたって」

「健康でいつまでも元気に暮りたい」これは、町民共通の願いであると思います。スポーツは、健康づくりに欠かせないものであるとともに、仲間づくりやコミュニティの融和、青少年の健全育成、高齢者や障がいのある方たちの社会参加を図るための手段としても大きな効果が期待できます。

本町では、令和2年3月に「第4期南関町スポーツ推進計画」を策定し、総合型地域スポーツクラブの推進、関所健康マラソン大会や南関町駅伝大会等の各種イベントの開催及び大会実施など各種施策に取り組んでまいりました。



現計画策定後5ヵ年が経過し、少子・高齢社会の進行や価値観の多様化等により、いかに、より充実した生きがいのある人生を送るかという新しいライフスタイルの構築が求められております。

また、国では令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定され、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示されました。このような現状を受け新たなスポーツのさらなる推進を図るため、この度、現計画を見直し、第5期推進計画を策定することとなりました。

この計画は、本町スポーツ推進の基本的方向とともに、その実現のための具体的な方策や目標を明確にしたものです。南関町としては、今後この計画の実現に向けて、町民やスポーツ関係団体等と行政が「協創」し、さらに「協働」して事業に取り組みながら、だれもが生涯を通じて明るく心豊かに生活できる「スポーツできらめく・豊かな町づくり」を目指してまいります。皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、第5期計画策定に当たり、熱心にご審議いただきましたスポーツ推進計画策定協議会委員の皆様方をはじめ、関係スポーツ団体そして「町民スポーツ活動意向調査」でご協力いただいた数多くの皆様方に対し、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

南関町長 佐藤 安彦

目次

第1章 第5期南関町スポーツ推進計画の概要

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の期間 3

第2章 南関町における実態把握

- 1 南関町の人口等 4
- 2 町内スポーツ施設の整備と利用状況 5
- 3 町内のスポーツ組織活動及び中学校の運動部活動の状況 7
- 4 スポーツ指導者の状況 8
- 5 スポーツ意向調査の状況 9

第3章 基本構想

- 1 基本理念と目標及び施策の体系 14
- 2 推進計画における成果指標 16

第4章 スポーツ推進の具体的施策

- 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 17
 - (1) 子どもの体力向上のための運動の推進 17
 - (2) ビジネスパーソンのスポーツ推進 18
 - (3) 高齢者のスポーツ推進 19
 - (4) 女性のスポーツ推進 22
 - (5) 障がい者のスポーツ推進 22
- 2 スポーツ活動の支援体制の整備 24
 - (1) NPO法人A-l i f eなんかんを核としたコンソーシアムの推進 24
 - (2) 地域の特性を活かしたスポーツ環境の新たな創出 24
 - (3) スポーツ推進委員の資質向上 25
 - (4) スポーツ施設の活用及び運用見直し、整備等（長寿命化） 25
 - (5) スポーツ推進のための財源確保の工夫 27
- 3 魅力あるスポーツイベント等の充実 28
 - (1) 総合型地域スポーツクラブとの連携・強化 28
 - (2) スポーツ交流イベント等の開催及び支援 29
 - (3) スポーツ交流資源やイベント等の広報 30
 - (4) 競技力の向上とトップアスリートの育成 31

第5章 スポーツ推進体制の構築

- 1 住民の理解と参加の促進 32
- 2 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進 32

3 計画の進捗状況の検証と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料

- ・ 南関町スポーツ推進計画策定協議会設置に関する要綱・・・・・・・・・・ 34
- ・ 第5期南関町スポーツ推進計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・ 第5期南関町スポーツ推進計画策定協議会委員名簿・・・・・・・・・・ 37
- ・ 用語の補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第1章 第5期南関町スポーツ推進計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 社会状況の変化と課題

近年、スポーツ界では大きな変化と課題に直面してきました。新型コロナウイルス感染症の拡大は、スポーツ界に大きな影響を与えました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを始め、多くのスポーツイベントが中止または延期され、スポーツ選手やスポーツを楽しむ人々に深刻な影響が出ました。一方で、オンライン配信の普及によりスポーツを観る機会が増え、新たなファン層の開拓にもつながりました。

また、スポーツ界におけるジェンダーフリーや多様性の推進が大きな課題となっています。旧来の価値観からの脱却が求められ、LGBTQなど性的マイノリティーの選手の人権尊重や、女性のリーダーシップ強化などが重視されるようになりました。

このように、令和時代のスポーツは大きな転換期を迎えており、テクノロジーの進化も著しくスポーツの持つ役割や重要性は大きくなり、健康増進や地域の絆の形成、生涯スポーツの振興など、本町のまちづくりとも関係が深くなっています。

(2) 国の動向

ア スポーツ基本法の制定

国では、昭和36年9月、スポーツ振興の基本的な法令である「スポーツ振興法」が制定され、様々なスポーツ振興策が展開されてきました。この間、観るスポーツから自ら行うスポーツへの変化やスポーツ種目の多様化、地域におけるスポーツを通じたコミュニケーションの重要性が高まるなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような状況を踏まえ、平成12年9月「スポーツ振興基本計画」（平成18年9月改定）が策定されました。この計画では、新たなスポーツ文化の確立を目指し、人の重視（する人、観る人、支える人）と連携・協働の推進を基本的な考え方として、今後10年間で実施すべき重点戦略等が示されました。

また、この戦略をもとにして、平成23年6月には約50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改訂され、新たに「スポーツ基本法」が制定され、平成24年3月には「スポーツ基本計画」、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

さらに、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定され、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示されました。

◆スポーツ基本法の概要

スポーツ基本法は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」の言葉に始まり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」としています。

また、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康保持増進、社会・経済の活力の創造、わが国の国際的地位向上など国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

イ スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法第3条の規定に基づき、わが国のスポーツの推進に関する基本的な計画として、「スポーツ基本計画（平成24年3月）」が策定されました。

この計画は、今後10年間の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を次のとおりとしています。

◆第3期スポーツ基本計画における今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- (2) スポーツ界におけるDXの推進
- (3) 国際競技力の向上
- (4) スポーツの国際交流・協力
- (5) スポーツによる健康増進
- (6) スポーツの成長産業化
- (7) スポーツによる地方創生、まちづくり
- (8) スポーツを通じた共生社会の実現
- (9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- (10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- (12) スポーツ・インテグリティの確保

(3) 熊本県の動向

ア 第3期熊本県スポーツ推進計画の策定

熊本県では、平成22年の「スポーツ立国戦略」や平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」並びに同法に基づき制定された「スポーツ基本計画」、新たに策定された第3期スポーツ基本計画を参酌し、令和7年3月に「第3期熊本県スポーツ推進計画」を策定しました。

◆第3期熊本県スポーツ推進計画の概要

基本理念 “スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり”

スポーツを「する」・「みる」・「ささえる」といった多様な関わりの中でスポーツ参画人口拡大を図るとともに、すべての県民がライフステージに応じて参加できるスポーツ機会を創出し、健康で活力ある共生社会を実現することを目指します。

計画期間 令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）

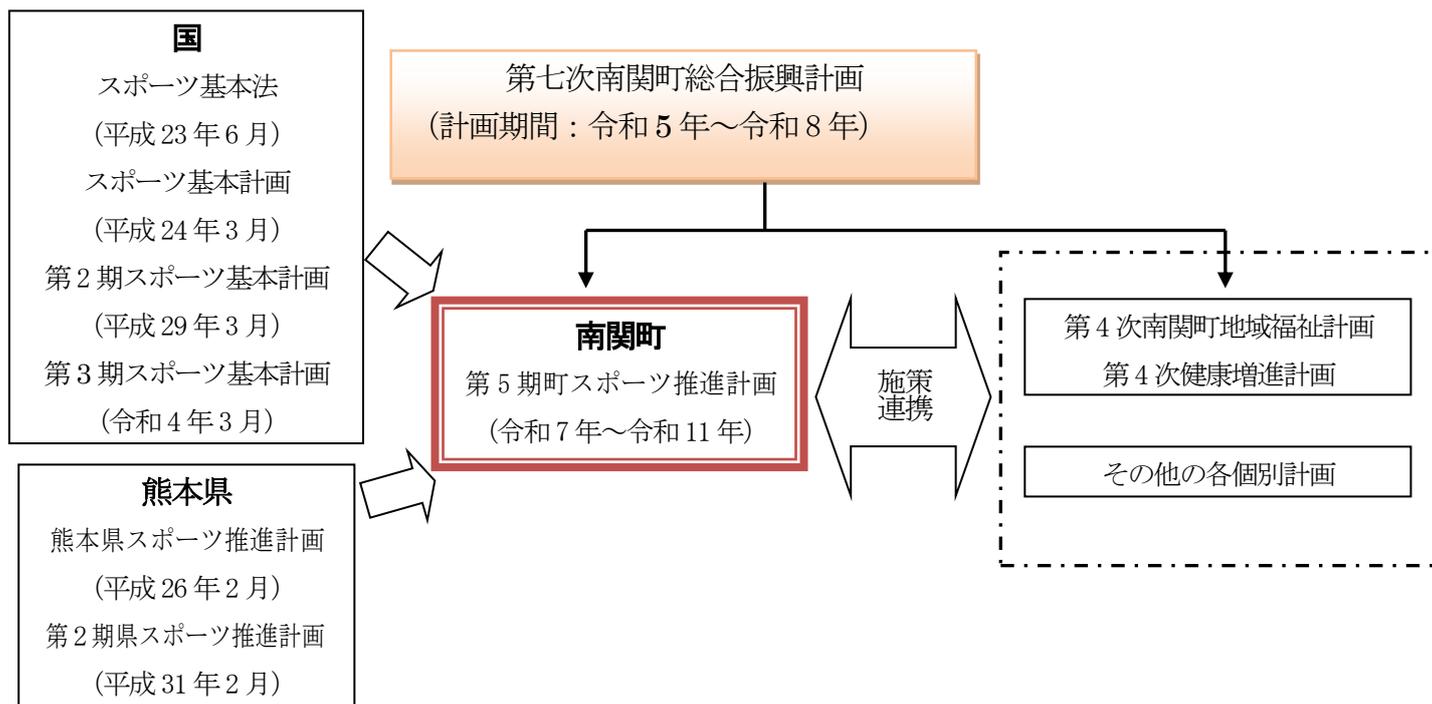
基本施策

- ① 誰もが親しめる生涯スポーツの推進
- ② 県民スポーツをささえる環境づくりの推進
- ③ スポーツで県民に夢と感動を与える競技力の向上
- ④ スポーツによる地域の活性化

2 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法に基づき、南関町が目指す生涯スポーツ社会の実現のため基本的な方向性を定める計画であり、新たに国が令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」、熊本県が平成31年2月に策定した「第2期熊本県スポーツ推進計画」を基に、本町の実情に合わせて策定するものです。また、本計画は、「第七次南関町総合振興計画」を上位計画とする個別計画であり、南関町のスポーツ推進を総合的かつ計画的に推進し、実現するための指針として、その方策を示す計画であります。

併せて、「第4次南関町地域福祉計画」等の関連計画における施策とも連携を図ります。



3 計画の期間 (5年間)

第5期計画の期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画の目標達成時期は、令和12年3月とします。

第2章 南関町における実態把握

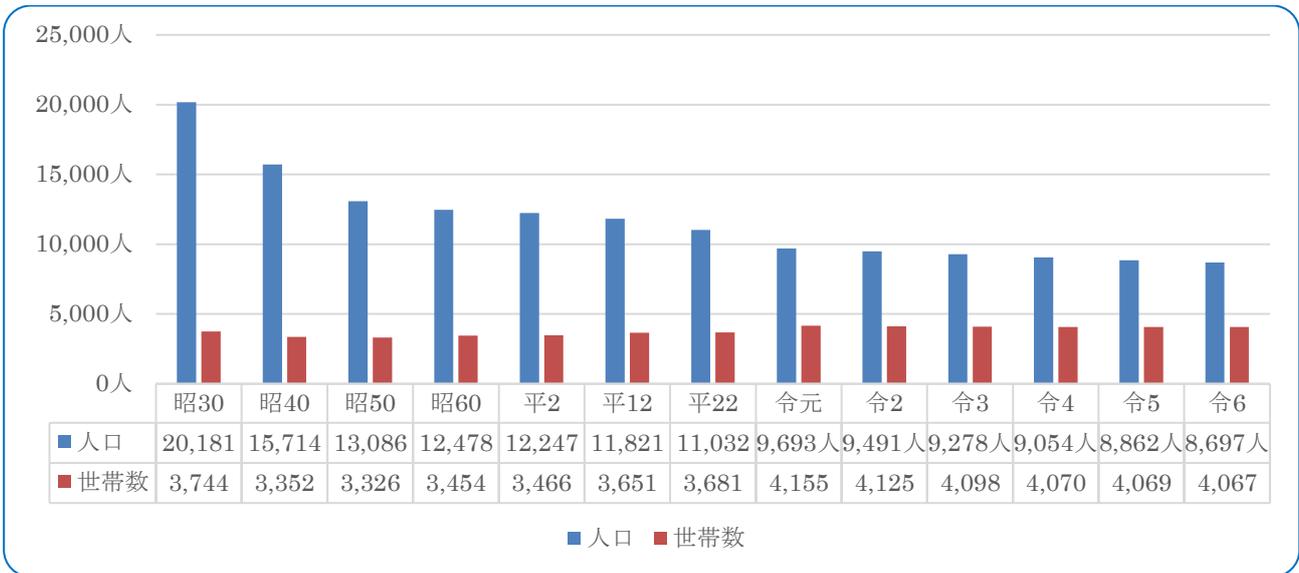
1 南関町の人口等

(1) 人口

図1によると、本町の人口は、合併した昭和30年の20,181人台をピークに、その後、今日まで人口減少が進み、令和6年9月末現在、8,697人となっています。ピーク時より、約1万人以上も減少しており、今後も人口減少が見込まれます。

また、その一方で、世帯数は、昭和30年の3,744戸から令和6年の4,067戸と323戸増加し、核家族化が進んでいることが分かります。

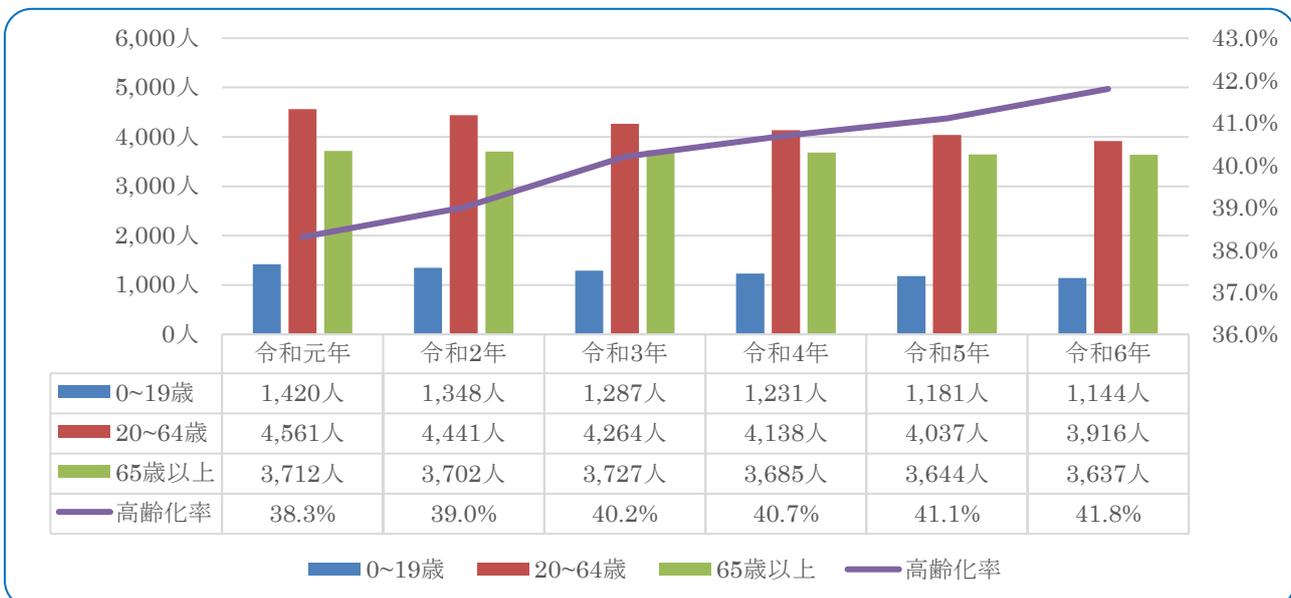
図1: 【昭和30年～平成22年 国勢調査/令和元年～令和6年 住民基本台帳 9月末現在】



(2) 高齢化率

図2によると、本町の年齢別から65歳以上の高齢化率を見てみると、令和元年38.3%から令和6年41.8%と増加しており、高齢化が進んでいることが分かります。

図2: 【～令和6年 住民基本台帳 9月末現在】



(3) 町内小中学校の児童生徒数の推移

令和6年度の町内4小学校、1中学校の合計は、551人です。平成26年度の10年前と比べて117人減少しており、少子化が進んでいることが分かります。

■町内小中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

	一小	二小	三小	四小	計	南関中	小中合計
平成26年度	135	93	109	72	409	259	668
平成27年度	141	89	105	69	404	253	657
平成28年度	133	93	100	71	397	226	623
平成29年度	138	90	104	58	390	208	598
平成30年度	147	84	105	66	402	189	591
令和元年度	147	88	107	72	414	178	592
令和2年度	144	86	109	76	415	170	585
令和3年度	131	77	109	83	400	177	577
令和4年度	131	71	115	77	394	177	571
令和5年度	128	65	109	86	388	175	563
令和6年度	131	56	107	78	372	179	551

2 町内スポーツ施設の整備と利用状況

(1) スポーツ施設の状況

現在、南関町には、次のような施設があります。

これらのスポーツ施設は、老朽化が進んでいる施設もあり、平成になってから整備されたものは、テニスコート、農村広場グラウンドの全面改修とウォーキングコース新設、プール全面改修、B&G海洋センター屋根改修を行っています。

■町スポーツ施設の整備状況

施設	農村広場	B & G海洋センター	ふれあい広場
敷地面積 (㎡)	44,222	11,438.64	11,762.62
概要	野球場(1面) ソフトボール場(1面) テニスコート(4面) 多目的広場 弓道場 ウォーキングコース(500m)	体育館 [第一体育館] [第二体育館] プール(25m, 体力増進用) 艇庫 (カヌー9艇)	芝生広場 ジョギングコース アリーナ わんぱくランド ウッディアリーナ 憩いの間

■学校体育施設の整備状況

	グラウンド(㎡)	体育館(㎡)
南関第一小学校	5,959	908
南関第二小学校	6,025	1,069
南関第三小学校	9,898	789
南関第四小学校	5,809	779
南関中学校	23,983	1,811

(2) 町内スポーツ施設の利用状況

近年の町内スポーツ施設の利用状況は、下記のとおりです。

町内には、体育館をはじめとして12のスポーツ施設が整備されています。

近年のスポーツの利用状況は、団体スポーツの利用が減っている状況があり、その一方、個人で楽しむスポーツやニュースポーツ利用者は、増えている傾向にあります。また、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な利用減少が見受けられます。

■町内スポーツ施設の利用状況

(単位：人)

施設	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
農村広場グラウンド	18,234	9,091	11,113	16,499	18,589
テニスコート	8,502	6,478	7,361	9,712	9,135
ウォーキングコース	10,977	11,020	9,296	9,555	10,157
B&G海洋センター (第一体育館)	9,472	6,717	6,380	11,319	10,518
B&G海洋センター (第二体育館)	2,647	2,657	2,643	2,882	2,964
プール(25m, 体力増進用)	4,778	1,012	2,132	4,155	4,326
大津山グラウンド	818	165	520	360	2
ふれあい広場 (芝生広場)	4,495	4,105	3,990	4,930	5,952
ふれあい広場 (ジョギングコース)	1,283	1,401	1,958	1,609	1,463
ウッディアリーナ	2,996	1,333	1,267	1,637	1,703
わんぱくランド	1,643	575	401	597	767
憩いの間	729	321	332	554	406

(3) 学校体育施設の開放における利用状況

南関町では、学校施設の地域住民への開放として、4小学校と1中学校の体育館利用開放を行っています。

施設の利用状況として、小中学校すべて増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は地域住民へ開放できなかったため、各校の利用人数は0人となっています。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度からは、利用者数も増えてきています。

■町内スポーツ施設の利用状況

(単位：人)

学校名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
南関第一小学校	1, 908	0	728	204	1, 690
南関第二小学校	810	0	55	0	320
南関第三小学校	2, 677	0	982	424	1, 110
南関第四小学校	2, 205	0	1, 267	110	1, 504
南関中学校	6, 168	0	1, 336	1, 410	5, 453
合 計	13, 768	0	4, 368	2, 148	10, 077

3 町内のスポーツ組織活動及び中学校の運動部活動の状況

(1) 総合型地域スポーツクラブと体育協会

南関町では、楽しみのスポーツと競技スポーツを推進し、子どもから高齢者まで、様々なスポーツをそれぞれの志向・能力に合わせて参加できる仕組みを確立する為に平成24年の7月に南関すこやかスポーツクラブと南関町体育協会が合併し「NPO法人 A-life なんかん」が誕生しました。

「NPO法人 A-life なんかん」は、子どもの健全育成、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、地域コミュニティの活性化などを目標に、スポーツにおける好循環を目指しています。

令和6年12月現在の会員数は、562名となっています。

■NPO法人A-life なんかんの概要

名 称	会員数	クラブの概要
NPO法人 A-life なんかん	562名	<p>○会員数 H17年度(289名)、H18年度(392名)、H19年度(357名)、H20年度(317名) H21年度(399名)、H22年度(427名)、H23年度(452名)、H24年度(672名) H25年度(673名)、H26年度(700名)、H27年度(663名)、H28年度(658名) H29年度(659名)、H30年度(665名)、R元年度(684名)、R02年度(611名) R03年度(579名)、R04年度(552名)、R05年度(568名)、R06年度(562名)</p> <p>○種 目 (34種目) <競技部> バドミントン、卓球、ソフトテニス、ボウリング、軟式野球、バレーボール、グラウンドゴルフ、弓道 <一般種目> 山登り、芦原空手、陸上、卓球(一般)、卓球(Jr.)、卓球愛好会、野球(Jr.)、サッカー(Jr.)、ソフトテニス(一般)、ソフトテニス(Jr.)、ソフトテニス(中学生)、バドミントン(Jr.)、硬式テニス、タグラグビー、ヘルスアップ、低山クラブ、スイムレス(夏期のみ)、日本拳法、グループフィットネス、Inbody、茶道 <特別教室> YOGA、太極柔力球、体育教室、幼児体育教室</p>

(2) 中学校の部活動の状況

南関中学校では、令和6年5月現在、7つの運動部活動があり105人の生徒が入部(58.0%)しています。

また、2つの文化部活動に29人(16.0%)が加入しており、部活動全体の加入率は、74.0%となっています。

■中学校の部活動の状況

(単位：人)

種目		1年	2年	3年	計
運動部	軟式野球	5	2	0	7
	陸上競技	8	3	11	22
	ソフトテニス	5	5	1	11
	バドミントン	14	7	7	28
	バレーボール	2	2	3	7
	バスケットボール	1	3	6	10
	卓球	7	12	1	20
文化部	美術	10	2	5	17
	吹奏楽	4	6	2	12
入部数		56	42	36	134
生徒数		68	60	53	181
入部率		82.3%	70.0%	67.9%	74.0%

4 スポーツ指導者の状況

(1) 南関町スポーツ推進委員

平成23年6月にスポーツ基本法が制定され、従来の「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が変更されました。これに伴い、スポーツ推進委員の役割も、地域におけるスポーツ振興の牽引者から、スポーツ活動や地域振興のコーディネーターへと変わりました。

このため、スポーツ推進委員の資質向上はもとより、これら新たに課せられた任務を理解・推進していくことが大切となります。

本町には、現在8名のスポーツ推進委員が町から委嘱を受け、スポーツ推進のための様々な活動に取り組んでいます。

■変わるスポーツ推進委員の役割

体育指導委員

(スポーツ振興法 第19条)

○スポーツの実技指導

○スポーツに関する実技指導



スポーツ推進委員

(スポーツ基本法 第32条)

○スポーツの推進に係る連絡調整

○スポーツコーディネーターとしての役割

5 スポーツ意向調査の状況

(1) 成人の運動・スポーツ活動実施率比較

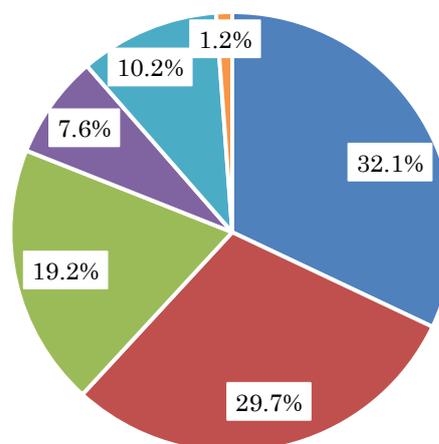
運動実施率の結果をみると、「週1～2日」「週3日以上」を合わせると、平成15年度調査42.1%、平成19年度調査46.2%、平成24年度調査63.2%、令和6年度調査61.8%と国の目標値である運動実施率65%に、3.2%下回る結果となっています。(人口対3.2%≒278人)

また、「週3日以上」についても国の目標値30%を2.1%上回る32.1%という結果となっています。(人口対2.1%≒182人)

【令和6年度調査結果】

運動やスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。

- 週に3日以上 (年に151日以上)
- 週に1～2日 (年に51日～150日)
- 月に1～3日 (年に12～50日)
- 3か月に1～2日 (年に12～50日)
- 年に1～3日
- わからない



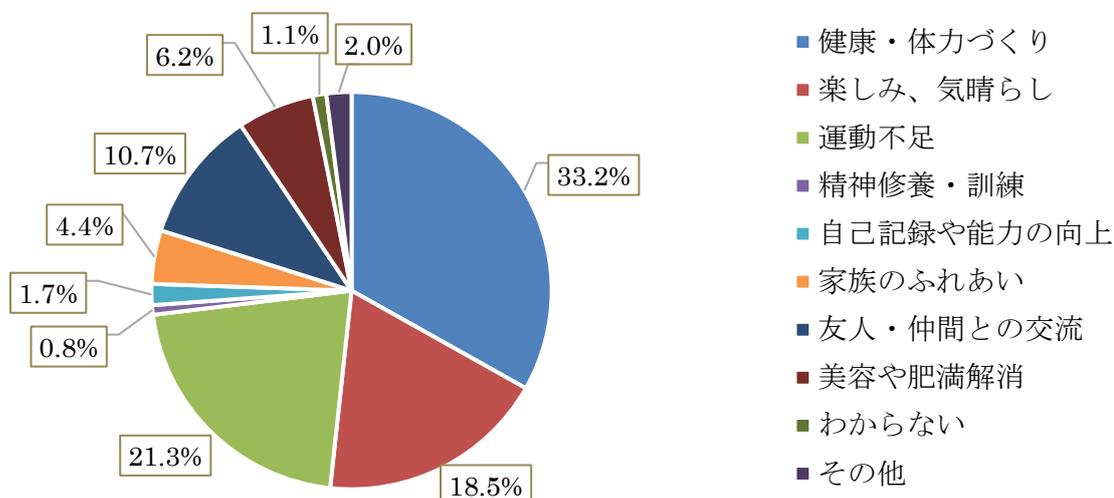
(2) 運動やスポーツを行う理由

自分の健康 (心と身体) のために運動・スポーツを行う「健康・体力づくり」「楽しみ・気晴らし」「運動不足」割合が全体の73%を占める結果となりました。

続いては、「友人や仲間との交流」を目的にスポーツをしている傾向にあります。

【令和6年度調査結果】

どんなことを目的としていますか。

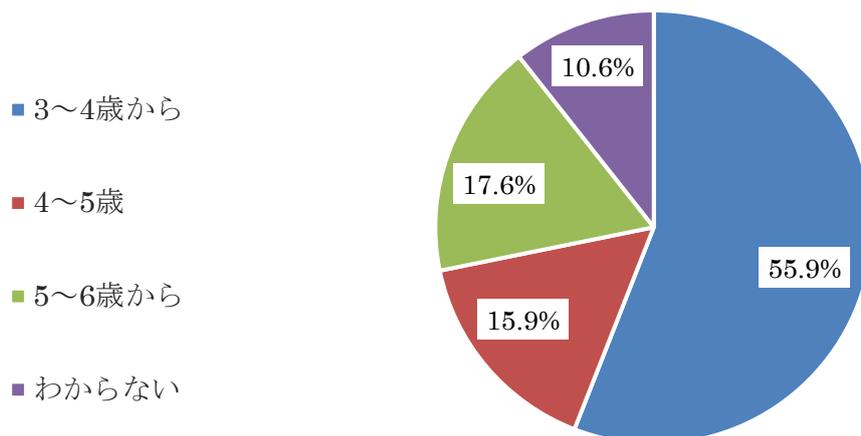


(3) 幼児期の遊びや体を動かす時期

幼児期の体を動かす時期についての問いでは、「3歳～4歳から」の運動の習慣をつけさせた方が良いが55.9%と6割近い回答となっており、年少の段階から習慣をつける取組が必要と感じられます。

【令和6年度調査結果】

何歳から体を動かすなどの習慣をつけさせた方がいいと思いますか。

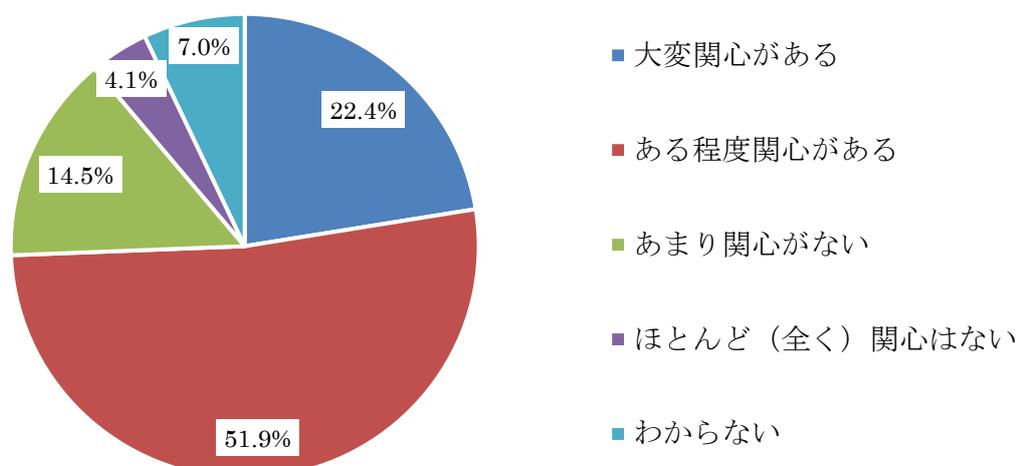


(4) 児童生徒の体力低下

児童生徒の体力低下に関しては、「大変関心がある」「ある程度関心がある」を合わせると、74.3%と高い結果となりました。

【令和6年度調査結果】

児童・生徒の体力低下について、どう思いますか。



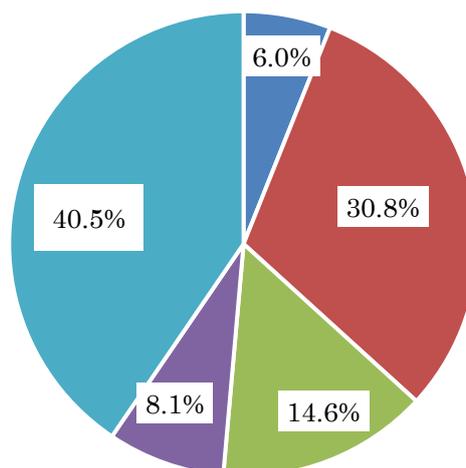
(5) 高齢者が、運動やスポーツが気軽にできる環境整備

グラウンドゴルフなどのニュースポーツや介護予防事業運動教室で高齢者の方々への運動・スポーツ環境は提供されているものと思われるが、「整備されつつあるが、まだ不足している」「全く整備されていない」との回答が22.7%と約2割以上の方々から回答しているため、方法や参加しやすい仕組みづくりがさらに必要と思われます。

【令和6年度調査結果】

高齢者の方々が、運動やスポーツを気軽にできる環境が整備されていると思いますか。

- 十分整備されている
- 十分とは言えないが、ある程度整備されている
- 整備されつつあるが、まだ不足している
- 全く整備されていない
- わからない

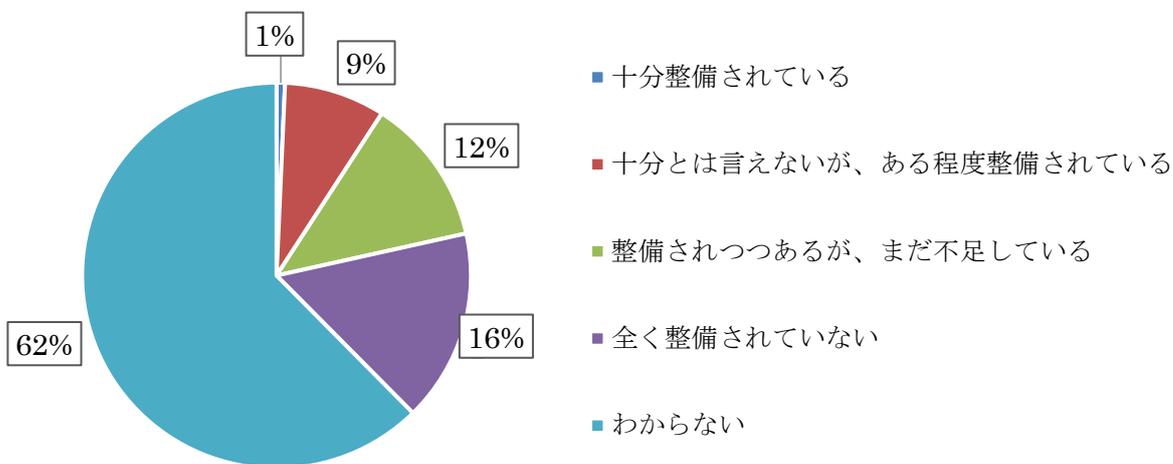


(6) 障がい者が、運動やスポーツが気軽にできる環境整備

障がい者のスポーツが実施できる環境整備されつつあるが、「整備されつつあるが、まだ不足している」「全く整備されていない」との回答が28%と約3割の方々から回答しています。現状を見ても、障がい者の方にとって運動・スポーツが出来るような受け入れ態勢は整っていないのが実情です。

【令和6年度調査結果】

障がいのある方々が、運動やスポーツを気軽にできる環境が整備されていると思いますか。



(7) 総合型地域スポーツクラブへの期待

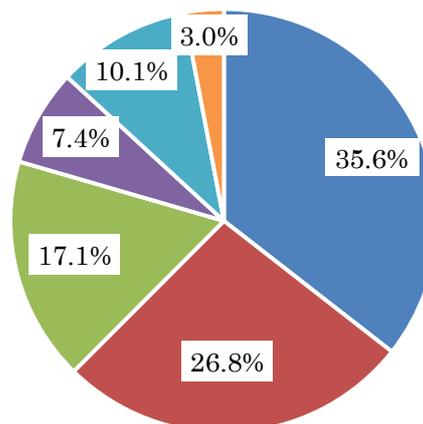
総合型地域スポーツクラブの期待としては、「児童・生徒の体力向上の取組」が35.6%と、もっとも高い結果となりました。また、「学校部活動」「介護・高齢者施設や保育園」との連携が約4割以上となっています。

実施するためには、指導者の育成や実施時間帯に配置できる人材確保が課題となります。

【令和6年度調査結果】

「総合型地域スポーツクラブ」に、どのようなことを期待しますか。

- 児童・生徒の体力向上の取組
- 学校部活動との連携による活動(中学校)
- 介護・高齢者施設や保育園との連携
- 各種職場や企業等との連携
- 地域のおクラブ等との連携
- その他



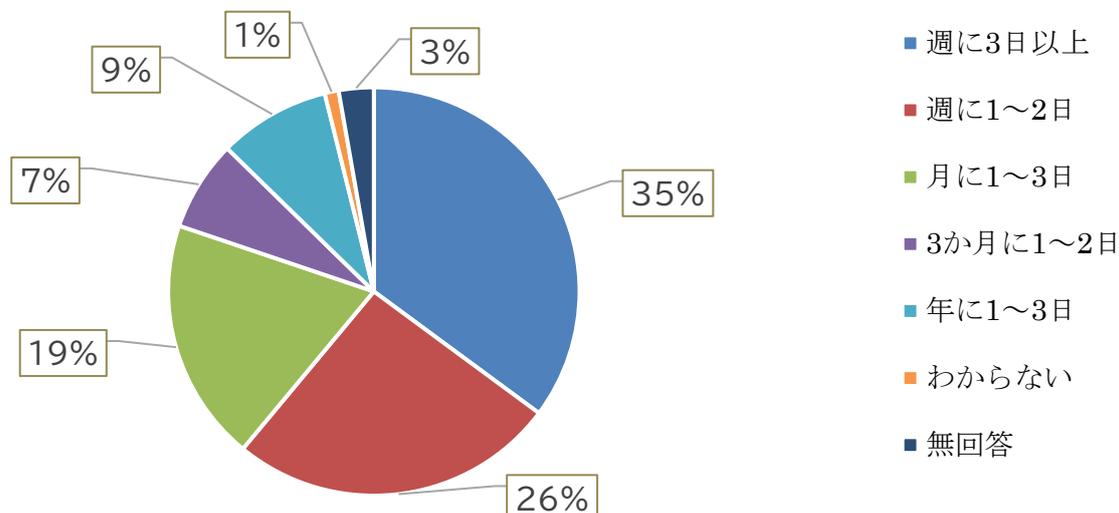
(8) 女性の運動習慣に関する回答結果について

町内の女性がどのような運動習慣があるかの問いに対して、「週に3日以上」と回答した方が35%いました。一方で、「月に1~3日」と回答した方が19%、「3か月に1~2日」と回答した方が7%、「年に1~3日」と回答した方が9%おり、運動習慣の二極化がみられました。

また、年齢層別の結果では、60歳以上の方で「3か月に1~2日」、「年に1~3日」と回答した方が10%であったのに対し、20歳~39歳の方は、27%となり、若い方の運動習慣の無さが目立ちました。どのようにして、運動習慣が無い方に機会を提供できるかが課題となります。

【令和6年度調査結果】

女性の運動やスポーツ習慣について



(9) 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツは好きですかの回答結果及び新体力テスト結果との比較について（小学4年～6年生）

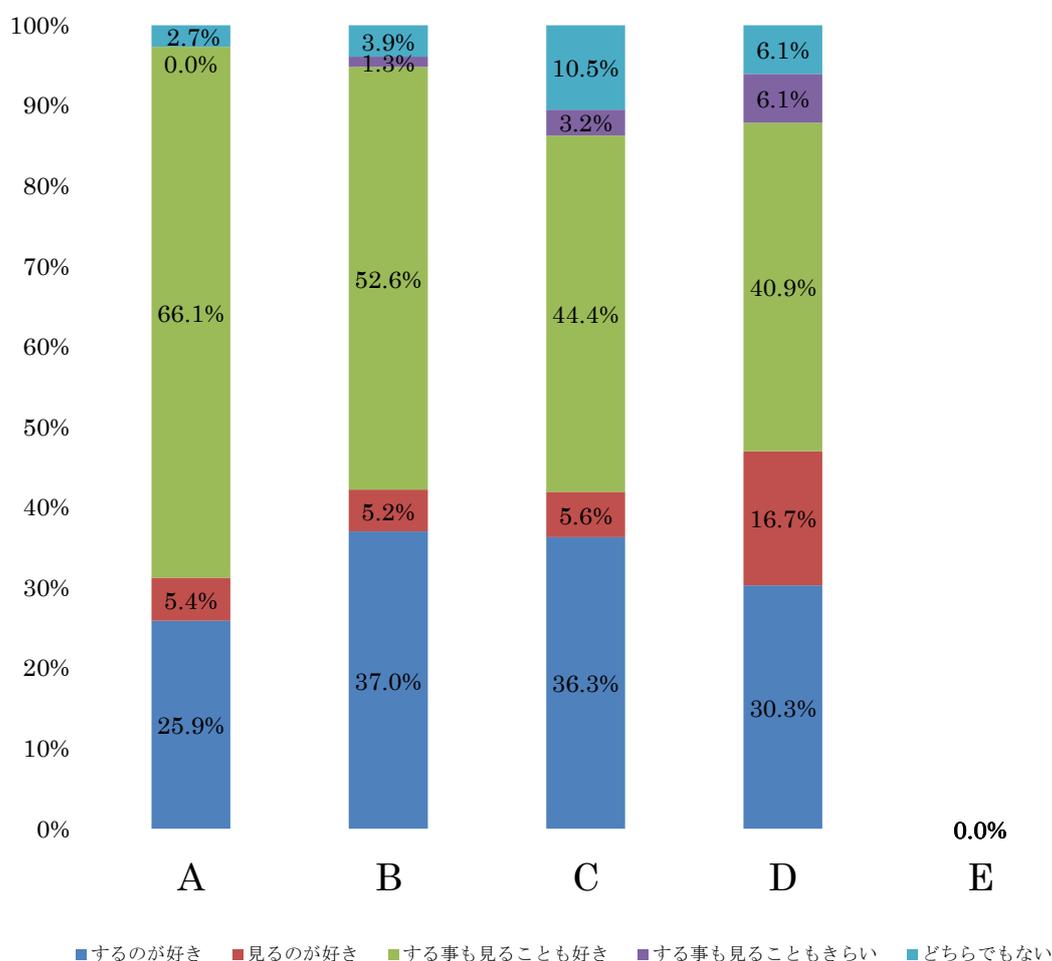
「することも見ることも好き」と回答した子どもは、新体力テスト評価がA評価の子どもは66.1%となり、D評価の子どもは40.9%となりました。新体力テストの評価によって、約26%が減少する結果となっています。

また、「することも見ることも嫌い」の回答は、新体力テスト評価がA評価の子どもは0%なのに対し、D評価児童は6.1%という結果になりました。

今後は、運動を好まない児童に、いかに運動（体を動かす遊びを含む）を楽しみと思える授業やイベント等の取り組みを行うかが課題となります。

【令和6年度調査結果】

「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツは好きですか」の回答及び新体力テスト評価との比較
 ※得点が高い順にA・B・C・D・E評価としています。



第3章 基本構想

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

『スポーツできらめく・豊かな町づくり』

本町においては、だれでも・いつでも・どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。

スポーツにより幼児から高齢者まですべての町民が自主性を尊重し、町民一人ひとりが主役となり、心豊かな地域をつくっていくことをスポーツ推進の基本理念とし、また、「心の豊かさ」をそれぞれが実感できるような「スポーツできらめく（個性）・豊かな（心の豊かさ）町づくり」を目指します。

(2) 基本目標

南関町のスポーツ推進を図るため、本計画の基本理念である「スポーツできらめく（個性）・豊かな（心の豊かさ）町づくり」を目指して、次の3項目を基本目標と位置づけて、各施策の推進に取り組んでいきます。

〈基本目標〉

基本目標 1

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

基本目標 2

スポーツ活動の支援体制の整備

基本目標 3

魅力あるスポーツイベント等の充実

基本目標1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障がいのある人など町民の誰もが生涯にわたり、明るく豊かで、活力ある生活を営むために、それぞれの興味、関心、適性等に応じて「する・観る・支える」などの活動により、スポーツを生活の中に位置付け、主体的にスポーツを楽しむことが大切です。

子どもたちは、学校や家庭及びスポーツクラブ等の様々な体験活動をとおして、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動機能が向上し、仲間とのふれあいをとおして豊かな社会性が養われます。

基本理念、基本目標1に沿った施策の体系は、次のとおりです。

- (1) 子どもの体力向上のための運動の推進
- (2) ビジネスパーソン※1のスポーツ推進
- (3) 高齢者スポーツの推進
- (4) 女性スポーツの推進
- (5) 障がい者スポーツの推進

基本目標2 スポーツ活動の支援体制の整備

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の支援体制を整備することは、地域社会の再生において重要な意義を有するものであり、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものです。しかし、住民の多様化するスポーツニーズに対応した指導者の育成や確保が必要となります。

このように生涯スポーツの定着や健康づくりを推進するため、スポーツや運動に関する技術をはじめとして、多様なスポーツの指導・助言など、子どもから高齢者まで幅広い人々に対応できる指導者の育成・確保に努めます。

また、様々な団体との連携を図るため地域コンソーシアム※2の構築を図る体制づくりが必要です。

基本理念、基本目標2に沿った施策の体系は、次のとおりです。

- (1) NPO 法人 A-life なんかんを核としたコンソーシアムの推進
- (2) 地域の特性を生かしたスポーツ環境の新たな創出
- (3) スポーツ推進委員の資質向上
- (4) スポーツ施設の活用及び運用見直し、修繕（長寿命化）
- (5) スポーツ推進のための財源確保の工夫

基本目標3 魅力あるスポーツイベント等の充実

町内で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表する場であり、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツを始めるきっかけとなる場でもあります。また、大規模なスポーツイベントを間近で観ることは、スポーツに親しむ町民の増加や地域活性化に寄与することが期待されます。

住民が主体的にスポーツに関わり、地域のマンパワーを引き出し、さらに多くの住民はもとより町外者も参加できるよう、仕組みづくりや実施方法などについても検討しながら、効果的な広報活動を実施し地域の特性を活かした魅力あるスポーツイベント等の充実を図る必要があります。

基本理念、基本目標3に沿った施策の体系は、次のとおりです。

- (1) 総合型スポーツクラブの充実と拡大
- (2) 体育・スポーツ資質向上事業の充実

- (3) スポーツ交流イベント等の開催及び支援
- (4) スポーツ交流資源やイベント等の広報
- (5) スポーツ交流を通じた定住促進
- (6) スポーツ習慣化の推進

2 推進計画における成果指標

第5期スポーツ推進計画の成果指標は、次のとおりです。

成 果 指 標	計画年度 (令和6年度)	中間成果年度 (令和8年度)	最終成果年度 (令和10年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	59.9%	65.0%	70.0%
成人の週3日以上スポーツ実施率	31.1%	32.5%	35.0%
子どもの運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「する」・「みる」・「どちらも」好きである割合	89.1%	89.5%	90.0%
子どもの運動実施 週60分未満の割合	14.4%	12.0%	10.0%
元気づくりシステム南関モデル導入地域の割合	93.3%	93.3%	93.3%
全国大会等出場に伴う補助金件数	12件	12件	12件

第4章 スポーツ推進の具体的施策

1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージを幼児・児童期、ビジネスパーソン期、高齢期に焦点化し、さらに障がい者と女性スポーツを推進し、住民全ての人々がスポーツに親しむ機会を提供し、生涯にわたり、明るく、豊かで活力ある「スポーツできらめく・豊かな町づくり」に貢献します。

その実現に向けて、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%、週3日以上35%、子どもの運動が好きを90%まで向上し、子どもの運動実施「週60分未満の割合」を10%まで減少させることを目指します。

(1) 子どもの体力向上のための運動の推進

【施策の方向】

ア 幼児・児童の行動に大きな影響力を持つ保護者に対して、幼児期・児童期における運動の重要性について啓発

「地域学校協働活動」や「親の学び教室」の一環で、保護者向けに、幼児期・児童期の運動の重要性について、セミナーやワークショップを開催します。具体的な運動方法やその効果について学ぶ機会を提供します。

《取り組み》

○幼児期・児童期における運動の重要性についての啓発

イ なんかんっ子クラブ（南関町小学校運動部活動社会体育運動指導事業）

小学校における運動経験は、生涯スポーツ社会の基礎を培う役割は大きく、教科体育、体育行事、運動部活動等の実践を通して、自ら進んで運動やスポーツに親しむ態度や健康・体力の保持増進を図り、運動・スポーツ好きな子どもの育成として推進し、平成30年度より学校体育から社会体育への移行後の「望ましい子どもたちのスポーツ環境整備」を図り、生涯スポーツの基礎を構築します。

《取り組み》

○小学校運動部活動社会体育運動指導事業に関する取組

○地域スポーツとの連携を図る運動部活動の在り方に関する取組

○勝利至上主義による指導の過熱や体罰防止対策に関する取組

ウ 南関町総合運動公園を活用したイベントの推進（新規）

南関町農村広場の擁壁及び駐車場を改修し、総合遊具を含む芝生広場の整備を進めています。令和7年度中の完成を見込んでいますが、完成した際は、南関町総合運動公園と名称を変更し、幼児及び児童とともに楽しむイベントを企画し、総合運動公園の活用を推進します。

《取り組み》

○南関町総合運動公園の活用を推進するイベントを開催

エ 部活動の地域展開（新規）

少子化や、学校の働き方改革を背景に、中学校部活動の地域展開が全国的に進められています。本町では、バドミントン部およびソフトテニス部を地域展開し、地域住民が指導に従事する仕組みづくりを進めています。今後は、上記2部活動の他にも地域展開を進めて

いきます。

また、南関町では、中学校生徒との部活動ワークショップを開催し、部活動の当事者である子ども達の意見を聴く取り組みを進めています。将来的には、子ども達のニーズを組み込んだスポーツクラブ活動を実施できるよう取り組みを進めていきます。

《取り組み》

○南関町中学校の部活動を地域展開する取り組みの推進

(2) ビジネスパーソンのスポーツ推進

【施策の方向】

家庭や職場において、中高年になるに従い中心的な存在となるため、自由な時間の減少と共に、運動不足型のライフスタイルが顕著に見られるようになります。最も大切な時期に、健康の保持増進に関連づけたスポーツ活動への意識付けが必要となり、自らの健康を設計することが重要な時期で、だれでも気軽に参加できる個人参加型や全世代に対応するスポーツイベント等を充実し、運動やスポーツ活動の習慣化、日常化を促しスポーツの推進を図ります。

【施策の内容】

ア 南関町駅伝大会に町内企業チーム枠を追加（新規）

町内企業間の親睦を深め、運動・スポーツ活動を推進します。そのために、南関町駅伝大会チーム参加枠に町内企業チーム枠を追加し、ビジネスパーソンのスポーツ推進に貢献します。

《取り組み》

○南関町駅伝大会の充実

イ 健康ポイントによる取組みの推進（新規）

「歩く」など日々の健康づくり活動を行うことでポイントが付与される、熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」への普及活動を行い、スポーツ実施率を向上させるための取組を促進します。

《取り組み》

○上記アプリ普及活動と合わせた、各種スポーツイベントの実施

ウ フットパス^{※3}の取組み推進

ありのままの野山の風景や自然、文化を楽しみながら歩くことのできる道として、ukara（南の関うから館）を起点とし、日本を代表する詩人北原白秋が生まれた家や、国指定の史跡である豊前街道南関御茶屋跡を組み込んだフットパスコースとして推進します。

《取り組み》

○南関町独自マップの作成

エ スポーツジムの設置推進（新規）

町民の健康増進を目的に、町内にスポーツジムを設置する取り組み検討をします。そのためにも、町民に対してのアンケート調査を実施します。スポーツジムに対する需要を把握し、年齢層、運動習慣、希望する施設やサービスなどニーズを調査します。

《取り組み》

○スポーツジム設置に向けたアンケート調査の実施

○適切な設置場所の選定

○町内企業との連携

オ 仲間づくりを目的としたイベントの開催（新規）

令和6年度の「南関町のスポーツ活動状況に関する住民意識のアンケート調査」では、20代、30代、40代がスポーツをする目的として、「仲間づくりや友達づくり」を回答する人が多くいました。このニーズを受け、「仲間づくりや友達づくり」を目的としたスポーツイベントを開催します。

《取り組み》

○「仲間づくりや友達づくり」を目的としたスポーツイベントの実施

(3) 高齢者のスポーツ推進

【施策の方向】

高齢者がいつまでも心身ともに充実した日々を過ごすことができるよう、健康づくりや疾病予防・介護予防、更には社会参加を促進する面からも、高齢者のスポーツ振興はますます重要になると考えられます。高齢者向けの取組としては、無理なく実施できる運動遊び、レクリエーションプログラムの活用・普及を図り、スポーツの効果を感じながら、長くスポーツを楽しめる環境整備を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、普段、高齢者と接する機会が多い、保健師や主治医（かかりつけ医）との連携を図り、スポーツへの誘引を図ります。

さらに、高齢者は地域コミュニティの中での活動が中心となることから、関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促します。

【施策の内容】

ア 元気高齢者の育成（元気づくりシステムの促進） 担当課：地域包括支援センター

① 集会所コース

住民の健康づくりの実現に向けては、いかに住民が実際に体を動かしてもらい生活の一部として継続するかが重要です。特に普段運動する機会が少ない高齢者をターゲットに、抵抗なく参加できる「元気づくりシステム」を推進し、「健康寿命日本一」を目指し、全地域に整備・推進します。

《取り組み》

○町民の健康づくりに向けた元気づくりプログラムの推進

◆◆◆元気づくりシステム南関スタイルの取り組み◆◆◆

- ・南関町でも、平成23年度より三重県いなべ市の「元気づくりシステム」を導入し総合型地域スポーツクラブ「NPO法人A-lifeなんかん」を通じて、「住民力」を活用した健康増進、介護予防対策として「元気づくりシステム」を南関町全域で構築しています。
- ・南関町では、60カ所の集会所があり現在は、52カ所の各集会所で「元気づくりシステム」が導入され約500名の方々が楽しく活動されています。
- ・高齢者が「元気リーダー」となり、地域の集会所等で地域の仲間と集まって週2回の活動を基本に行っています。
- ・地域住民のマニパワーを生かした健康増進活動の意義や健康寿命の延伸を目指し、元気高齢者の育成を行っています。



(まいまい運動)



(三種の神技)

『元気づくりシステム』（南関スタイル）

このシステムは、まちのサービスを安定的に提供するため、先進地の「元気づくりシステム」を基に、南関町のNPO法人A-lifeなつかんが、南関モデルとして創りあげた、健康増進と介護予防の対策システムです

町民が主役の 「元気」づくり

元気づくり クララづくり

南関地区

令和6年度 集会所コース	地区名	月	火	水	木	金
元気リーダー コース	井手の上・うから館・寺丸・関村(木)・ 元氣村(火・金)・関外目・津留・萩の谷・ 日の出町・福山・檜原・八重丸・ 前原岳鹿・北関・新町・中山・松尾					
元気交流館 (フォローアップ)	全地区対象					

拠点コース
B&G
体育館

大原地区

令和6年度 集会所コース	地区名	月	火	水	木	金
元気リーダー コース	交流センター・肥猪・馬立・東豊永・ 東豊永(北坂)・清東寺・小原・ 肥猪町・相谷上・向原・OB会					
元気交流館 (フォローアップ)	全地区対象					

拠点コース
農就
センター

賢木地区

令和6年度 集会所コース	地区名	月	火	水	木	金
元気リーダー コース	賢村・久重北・久重南・久重中・ 宮尾・西豊永・細永北・細永南・今・ 長山小原・高久野・徳太					
元気交流館 (フォローアップ)	全地区対象					

拠点コース
ふれあい
広場

坂下地区

令和6年度 集会所コース	地区名	月	火	水	木	金
元気リーダー コース	井手・小次郎丸・大久保・鬼王・次郎丸・ 八田・南町民センター・米田・上岡田原・ 大崎・中原・北の辺田東・北の辺田西・ 柳原・田原・道山					
元気交流館 (フォローアップ)	全地区対象					

拠点コース
南集会所



◆◆◆ 『元気づくりシステム』南関スタイル体制図 ◆◆◆

② リーダーコース

地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するために、地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。

《取り組み》

○学習会や研修などの開催

③ 拠点コース

地域活動の生活化・定着化のモデルとして、活動や広報支援の充実を図ります。

《取り組み》

○活動や広報支援の実施

イ 高齢者が楽しめるイベント開催

① 講習会、講演会、様々な測定（血管年齢、骨密度、ストレス度）

障がいの種別や程度に関わらず、障がいを持つ人・持たない人もともに分け隔てなく誰もが、気軽に参加できるような機会の充実を図ります。

《取り組み》

○講習会、講演会などの開催

（４）女性のスポーツ推進

【施策の方向】

女性向けの取組としては、女性のスポーツ実施の促進、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進めます。妊娠・出産・子育て期において、気軽にスポーツができるプログラムを開発するとともに、女性のスポーツ実施につながる環境整備を図ります。また、女子生徒のスポーツ実施の二極化や、食べない・運動しないことによる痩せすぎ、身体機能の低下も懸念されていることから、正しい知識の浸透を図ります。

【施策の内容】

ア スポーツをしていない女性に対するアプローチの実施

行動実践を妨げるバリア要因の克服方法を考慮し、年齢やライフステージごとに共通して見られる動機に合わせた軽スポーツの推進を図ります。

イ 女性スポーツアンバサダー※4の任命による普及啓発への活用

南関町の特色を活かし、格好良くスポーツ活動するロールモデル※5、オピニオンリーダー※6、モデルなどを起用します。

ウ サークル活動の推進

ランチ会、夜活会など女性が興味を持つような集まる場を設定するとともに、妊娠・出産・子育て期など激しい運動ができないときや時間や場所に制限がある中でも気軽にスポーツができるプログラムを開発します。

《取り組み》

○年齢やライフステージに合わせた軽スポーツの開催

（５）障がい者のスポーツ推進

【施策の方向】

ノーマライゼーション※7の理念のもと、障がい者のスポーツ推進は、身体の機能回復の手段として福祉の観点にとどまらず、障害の種類・程度や体力等に合わせてスポーツに親しんだり、自

己能力の開発等を目指したり、充実感が実感できるような日常的にスポーツを行う環境づくりが必要です。

そのため、障がい者スポーツ活動を支えるボランティアの体制づくりや、その内容に応じた教育、専門的対応の出来る人材の育成、医療機関や福祉団体等と連携した大会、施設のバリアフリー化など障がい者がスポーツ活動のしやすい環境づくりを進めます。

【施策の内容】

ア 関係機関との連携

関係機関：福祉課、健康推進課、社会福祉協議会、NPO 法人 A-life なんかん
 パラスポーツくまもと、パラスポーツの支援団体、教育課など

イ 実態調査の実施（ニーズ含む）

障がい者アンケート調査（福祉課実施）において、スポーツや文化活動等の有無で「何もしていない・できない」が4割となっています。その理由として、「障がいのため・周りの目が気になる」など、障がいにより様々な要因があります。障がいの種別や程度にかかわらず、障がいを持つ人・持たない人もともに分け隔てなく誰でも気軽に参加できるようなスポーツ交流等支援体制の推進を図ります。

ウ スポーツ施設のハードとソフト両面の環境整備

■障がい者のスポーツ交流等の支援イメージ

●支援方策のメニュー（例）

	メニュー例	概要
支援体制	ボランティアの募集、人材育成	・補助や介助等を行うボランティアの募集、必要に応じた人材育成
	関係団体との連携体制構築	・医師会や社会福祉協議会との連携体制
	施設等での受け入れ環境整備	・バリアフリー環境整備や職員の教育等
イベント、大会	現行のイベントや大会等への対応	・マラソン大会における視覚障がい者への伴走や車いすマラソンの種目の追加等 ・障がい者が参加できる種目の追加等

2 スポーツ活動の支援体制の整備

豊かで、活力ある魅力的な町づくりは、地域の再生に重要な意義を持ち、スポーツにおいても生涯を通じた住民の主体的スポーツ参画の基盤の確立が不可欠となってきました。そのスポーツ参画の基盤の確立のため、スポーツ環境の支援体制の整備を行い、住民の多様なスポーツニーズに対応した様々な行政・民間企業・スポーツ団体とのコネクションを図る地域コンソーシアムを構築して「スポーツできらめく・豊かな町づくり」を推進します。

(1) NPO法人A-life なんかんを核としたコンソーシアムの推進

【施策の方向】

NPO法人A-life なんかんをスポーツ活動の拠り所とし、住民の様々なニーズに合わせたスポーツ環境の支援体制や整備、また、行政・町内企業・スポーツ団体と連携・協働のために地域コンソーシアムの構築を推進します。

【施策の内容】

コンソーシアムの結成

支援機関団体：NPO法人A-life なんかん、教育課、福祉課、まちづくり課、
町内企業、町内スポーツ団体

(2) 地域の特性を活かしたスポーツ環境の新たな創出

【施策の方向】

自然環境等、地域の実態や特性を活かしたスポーツ環境の充実を図ることは、町民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場の創出、また、スポーツを通して地域の活性化を寄与するうえでも、大きな意義を有しています。

今後は、施設・設備の整備をはじめ、スポーツとの様々な組み合わせを通じたプログラム開発するなど、町内の豊かなスポーツ資源が多くの人々に利用されるように推進に努めます。

【施策の内容】

ア 大津山・二城山等への山登り等の推進

豊かな自然を活かしたスポーツ環境を整備するため、様々な団体と連携し、山や川などの豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの推進を図ります。

また、気軽にウォーキングやジョギングを行ったり、自然の中で遊んだりできるよう、身近なスポーツ環境整備を図るとともに、スポーツツーリズムに代表される地域を活かした継続的に活動できる環境づくりを推進します。

《取り組み》

- 自然を活かしたアウトドアスポーツの推進
- 地域を活かした継続的に活動できる環境づくりの推進

イ フットパスの推進

南関町の特徴でもある自然を活かしたフットパスを推進します。フットパスとは、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことです。町内各所にフットパスコースを設置し、健康の増進及び地域活性化に繋がります。

《取り組み》

- フットパスコースを活用したイベントの推進

ウ 熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」の推進（新規）

熊本県民が楽しく健康管理を行い、健康な生活を送るためのサポートツールとして作られたアプリです。このアプリを南関町においても、周知、啓発し、スポーツ実施率を向上させるための取組を促進します。

《取り組み》

○ポイントシステムを活用し、町独自の特典を受けれる仕組みづくりの推進

エ プロスポーツチーム応援ツアー促進（新規）

県内には、ロアッソ熊本（サッカー）、熊本ヴォルターズ（バスケットボール）、熊本サンライズ（バレーボール）などのプロスポーツチームがあります。南関町では、これらのスポーツチームと連携を図り、応援ツアーを企画します。運動を「する」のみに拘らず、「観る」ことを推進することで、県内プロスポーツチームを町民全体で盛り上げます。

《取り組み》

○プロスポーツチーム応援ツアーの企画

（3）スポーツ推進委員の資質向上

【施策の方向】

スポーツ推進委員は、これまで50年以上にわたり地域のスポーツ振興の牽引者として活動してきましたが、当初の職務と比較すると、より幅の広いスポーツ活動や地域のスポーツ振興をコーディネートするなど、質が求められる時代へと変化してきました。

スポーツ推進委員の職務は、全て公的なものであることから、特別職の非常勤公務員としての自覚を促し、組織を確立しなければなりません。

そのためには、スポーツ推進委員の各種研修会等への参加を図るとともに、スポーツ・福祉・教育等の各種有資格者を有する優れた人材のスポーツ推進委員への登用に努めます。

【施策の内容】

町スポーツ推進の中核的役割を担っている南関町スポーツ推進委員の資質向上と技能取得を図るため、各種研修会等への参加を促します。

《取り組み》

○各種研修会への参加支援

○各種有資格者のスポーツ推進委員への登用

（4）スポーツ施設の活用及び運用見直し、整備等（長寿命化）

【施策の方向】

スポーツ施設の整備、充実と町民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本町のスポーツ推進をするための基盤として極めて重要です。

しかし、人口減少に伴いスポーツ施設の利用効率の低下が懸念される中、既存の社会体育施設や学校体育施設の運用の見直しによる利用効率の向上や、必要に応じた修繕、廃止等による改善計画の具体化を図ります。

【施策の内容】

ア スポーツ活動の場の提供

町民が、いつまでもスポーツ活動を実践するための広報・啓発や場所の提供を図り自主

的なスポーツ活動や健康づくりのために積極的な支援・場の提供に努めます。

《取り組み》

○新たなスポーツプログラムの提供による施設活用の推進

イ スポーツ施設の整備、改善計画の具体化

老朽化した施設の計画的な改修、整備や改善については、町で策定している公共施設長寿化計画に基づき、利用者の方々が安心して快適にスポーツ活動ができるよう施設機能の維持・充実を図ります。

《取り組み》

○公共施設長寿化計画の運用

○個別施設の修繕、改修等の利用計画の策定

○スポーツ施設の適切な維持・管理

○各施設の備品、用具等の整備

ウ 南関町総合運動公園の整備（新規）

現存の南関町農村広場を改修し、複合遊具を含む芝生広場がある南関町総合運動公園を整備します。遊具は、インクルーシブ遊具※を配置し、誰もが楽しめる総合運動公園となるよう計画を推進します。

また、現存のテニスコートを4面から6面へ増設し、町内に限らず、他市町村からの利用推進を図ります。

《取り組み》

○総合運動公園の整備

○総合運動公園を利用したスポーツイベントの企画

○農村広場やテニスコートを利用した、合宿の誘致



(B&G海洋センター)



(農村広場グラウンド)

■既存施設の活用に向けたフローイメージ

i 既存施設の状況

- ・既存施設の概況（各施設の内容、類似施設の配置状況）等の把握

ii 既存施設状況の詳細調査

- ・利用状況の把握（利用頻度、利用主体等）
- ・安全度調査
- ・維持管理費の把握
- ・内外からの需要検討

iii 評価

安全性、機能性、必要性

iv 既存施設の利用計画の策定

- ・各施設別の活用方針（修繕・改修、運用見直し、運用廃止等）の設定
- ・個別施設の活用計画（修繕等の内容、管理運用計画等の具体化）

エ スポーツに関する公共施設の指定管理者制度の導入

令和6年度から、スポーツ活動や健康づくりのために積極的な支援・場所の提供として、社会体育施設における指定管理者制度の導入をしています。民間企業者として蓄積したノウハウ、企画・アイデアを活かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、幼児から高齢者までを対象とした魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実を図っています。

(5) スポーツ推進のための財源確保の工夫

【施策の方向】

計画に掲げる、施策を長期的・安定的に推進するためには、町、民間の関係団体がそれぞれの役割を踏まえ、積極的に国等の財源確保の活用を推進します。

【施策の内容】

ア 助成事業等の積極的な活用

国、スポーツ振興くじ (toto) の助成事業をはじめ、スポーツ関連団体の助成団体が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに積極的な活用を推進します。

《取り組み》

- スポーツ庁委託事業の積極的な活用
- スポーツ振興くじ (toto) 助成事業の積極的な活用

- 海洋センター修繕助成制度の積極的な活用
- 社会資本整備総合交付金の積極的な活用

イ 協賛企業とのパートナーシップの創出

協賛企業とのパートナーシップの創出に取り組むとともに、スポーツの推進の為にサポーター制度等、新たな支援システムの必要性等について検討します。

《取り組み》

- 企業のサポーター制度等の検討

3 魅力あるスポーツイベント等の充実

住民が主体的にスポーツに関わり、地域のマンパワーを引き出し、住民はもとより、町外からも参加できるよう、町のあらゆる資源を活用しながら、地域の特性を活かした魅力たっぷりのスポーツ事業の展開を推進します。

(1) 総合型地域スポーツクラブとの連携・強化

【施策の方向】

総合型地域スポーツクラブは、令和6年6月現在、県内では68クラブが活動しています。本町では、平成17年1月、総合型地域スポーツクラブ「南関すこやかスポーツクラブ」が設立されました。また、平成24年7月には、総合型地域スポーツクラブ「南関すこやかスポーツクラブ」と南関町体育協会が合併し、「NPO法人A-l i f eなんかん」が設立され、生涯スポーツの推進・競技スポーツの推進・高齢者のQOL[※]向上の推進を目的に公益活動に一層貢献できるように活動がなされています。令和6年度は会員数562名で34種目を開催し、健康推進課の介護予防事業等に取り組んでいます。

一方、少子高齢化の進行、住民の運動不足、中学校部活動の地域展開など、スポーツにおける地域課題がクローズアップされるなか、住民参加型の自主的スポーツ団体である総合型地域スポーツクラブへの役割・期待が大きくなっています。本町では、これらスポーツ活動の諸課題に対して、中核的な役割を担う者として、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人A-l i f eなんかん」を位置づけし、町と連携しながら、新たなスポーツ環境を「協創」し地域スポーツの推進を行い、「協働」に向けた連携・強化を図ります。

【施策の内容】

ア 総合型地域スポーツクラブ認定・認証制度による取組の充実

多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブとしての取り組みや質的充実を図ります。

《取り組み》

- 子どものスポーツ活動や体育授業への支援
- 中学校の運動部活動における支援・助言
- 高齢者のスポーツ活動の支援・助言
- 町民のスポーツ活動の支援・助言
- 町のスポーツ活動・行事の支援・助言

(2) スポーツ交流イベント等の開催及び支援

【施策の方向】

これまで、行政や総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体等が主体となったイベント等が開催されてきました。しかし、少子高齢化の中で、参加者が減少している状況もうかがえます。このことは、地域のコミュニティ形成の面からも課題となります。

今後は、行政が主体的に開催する各種大会やスポーツ教室と、地域が主体となった各種大会の開催を通して町民が気軽に参加できるスポーツ交流イベント等の開催支援を推進します。

【施策の内容】

ア 楽しい魅力あるイベントの開催

① スポーツ交流イベント等の開催及び支援

行政が主体的に開催する各種大会やスポーツ教室と、地域が主体となった各種大会の開催を通して町民が気軽に参加できるスポーツ交流イベント等の開催支援を推進します。

《取り組み》

○住民間交流イベントの開催支援

■町民が参加するスポーツ交流イベントの考え方

●町民対象のスポーツ交流イベントの状況

- ・行政が主催する大会や教室を開催
- ・総合型地域スポーツクラブや各種団体が主体となってイベントを開催

《社会背景からの課題》

- 高齢者の進展を考慮した高齢者のニーズに合わせたイベント
- 町全体の一体感の醸成、各地区でのコミュニティの維持、再生

《他の関連施策》

- 総合型地域スポーツクラブの活性化
- 町民の健康づくりプログラムの具体化

●町民間のスポーツ交流イベントの開催と支援の方向性

- ・町全体の交流イベント（町主催・地域が支援）
- ・各地区での交流イベント（スポーツクラブが主催、行政が支援）

●行政主体イベントイメージ例

- ・各校区対抗オリンピックの開催

●各校区主体イベントイメージ例

- ・校区住民と学校が連携したイベントの開催

(3) スポーツ交流資源やイベント等の広報

【施策の方向】

住民が、いつまでもスポーツ活動を実践するための広報・啓発や場の提供を図り、自主的なスポーツ活動や健康づくりのための情報提供を行い、住民の方々のスポーツへの関心を深めていきます。

【施策の内容】

ア 積極的なスポーツ情報の発信提供

スポーツに関する情報提供について、町広報やホームページ等を活用し、より積極的なスポーツ情報の提供に努めます。

《取り組み》

- 各種広報手段による情報提供
- 多様なメディアの活用による情報提供

■情報発信のイメージ

- 南関町のスポーツ情報のデータベース化
 - ・スポーツイベント等の情報
 - ・スポーツ交流資源PR

《情報発信・PR》

方法	コンテンツ (例)
HP	○ホームページの構築 ・スポーツ交流資源のPR ・イベント等の基礎情報 ・イベントのリアルタイム状況 ○他のスポーツ関連HPへの発信
SNS	・イベント等の旬の情報
パンフレット	・個別イベントや主要大会に関するパンフレット等の作成、配布 (HPでも公開)
メディア等	・テレビ、雑誌等を通じた積極的なPR、プロモーション

- 情報提供ターゲット
 - ・他市町村の自治体・住民
 - ・個別スポーツファン
 - ・潜在的なスポーツ交流の来訪者

(4) 競技力の向上とトップアスリートの育成

スポーツ関係団体との連携による人材の発掘・養成と、ジュニア期からの一貫指導による指導体制の構築や指導者のスキルアップ等に努めることにより、底辺拡大と競技力向上に向けた指導体制確立による好循環を図ります。

【施策の方向】

全国大会等で活躍する地元のトップアスリートの姿は、見る人に夢と希望と感動を与えます。このため本町の競技力の向上を目指し、各種大会で活躍するトップアスリートの育成・活動を支援します。

また、スポーツ活動に励んでいる人を支援・表彰することで、競技者の意欲を高め、競技力の向上を図ります。

【施策の内容】

ア 全国大会等出場補助金の充実

県内外で開催される各種競技大会において優秀な成績をおさめ、九州大会や全国大会等に出場する選手・団体に対する補助金の交付による支援を行います。

《取り組み》

○全国大会等出場補助金の充実

イ 南関町スポーツ功労者・優良団体表彰制度の充実

優秀な成績を収めた選手や、永年にわたりスポーツ普及振興に貢献した指導者等の顕彰制度は、競技者等の意欲を大いに喚起し、町民に対する関心をも高めるものであるため、今後もその取り組みの充実に努めます。

《取り組み》

○南関町スポーツ功労者・優良団体表彰制度の充実

第5章 スポーツ推進体制の構築

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である。」と謳われ、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民の生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

今後、南関町においてスポーツを推進するに当たっては、このスポーツの役割を常に念頭におき、スポーツの持つ教育的な価値を正しく理解し、青少年の健全育成を図っていきます。

また、人と人を繋ぎ、地域と地域をつなぐ交流を促し、相互の「絆」を深め、地域を元気にし、コミュニティづくりに繋げていきます。

そして、これらの取り組みを通して、本計画の目指す「スポーツできらめく（個性）・豊かな（心の豊かさ）町づくり」の実現を目指します。

そのためにも、スポーツの推進に関わる全ての関係者に、以下の諸点に理解と協力を得ながら、今後、概ね5年間にわたり本計画を実施します。

1 住民の理解と参加の促進

スポーツを通じて、住民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する関心と理解を深め、スポーツ文化の確立に向けた住民の参加・支援を促すよう努めます。

2 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ推進計画を推進するためには、スポーツ分野のみでなく、行政の関連各課、学校、地域社会、民間事業所、ボランティア組織等が役割分担を認識し、連携を図りながら、総合的な体制を構築していくことが大切です。

また、広報活動、興味を引くプログラムや場の提供により、住民の自主的活動を推進し、スポーツを支える体制づくりに努めます。

なお、関連団体等は、住民の生活圏域である地区において、地域コミュニケーション組織の中にスポーツ活動を明確に位置付け、住民スポーツの普及や自主性、主体性を育てる活動機会の拡大とリーダーの養成を行いながら、支援、連携を図ることが必要となります。

住民が、生涯、各世代における身体課題や活動目的に合わせたスポーツに参加できるようなプログラム提供、きめ細やかなスポーツ環境づくりのためにも、関係団体の積極的で柔軟な連携が必要です。

3 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

この計画の進捗管理については、事務局である南関町教育委員会教育課を中心として計画の進捗管理を行い、「事務事業評価」や「社会教育委員」による評価・報告を行い、計画推進の課題等を把握しながらその対応を検討していきます。

計画の進捗状況の検証と計画の見直しに係る表

基本施策	主な事業や取り組み	ス ポ ー ツ の 活 動 を 推 進 す る 等 の 取 組 み	計画期間					重点事業の配置 (優先順：A・B・C・ D)	検証・計画の 見直し等									
										令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
応じたライフスタイル活動の推進 に向けたスポーツ活動の推進	(1) 子ども体力向上のための運動の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A	
	(2) ビジネスパーソンのスポーツ推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(3) 高齢者のスポーツ推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4) 女性のスポーツ推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5) 障がい者のスポーツ推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B	
スポーツ活動の整備 支援体制の充実	(1) NPO法人A-lifeなにかんを核としたコンソーシアムの推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(2) 地域の特性を活かしたスポーツ環境の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	D	
	(3) スポーツ推進委員の資質向上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4) スポーツ施設の活用及び運用見直し、修繕等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5) スポーツ推進のための財源確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		C
イベント等スポーツの充実 魅力向上の取組	(1) 総合型地域スポーツクラブとの連携・協働の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(3) スポーツ交流イベント等の開催及び支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4) スポーツ交流資源やイベント等の広報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5) 競技力の向上とトップアスリートの育成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※重点取組については、計画期間中に特に重点的に取り組む事業とします。

南関町スポーツ推進計画策定協議会設置に関する要綱

(設置)

第1条 南関町スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、南関町スポーツ推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、南関町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

- (1) 健康・体力づくりの推進に関すること
- (2) 生涯スポーツ・レクリエーション活動に関すること
- (3) 障がい者スポーツ活動に関すること
- (4) スポーツ施設の整備、運営に関すること
- (5) スポーツ指導者等の育成支援に関すること
- (6) 総合型地域スポーツクラブ活動支援に関すること
- (7) その他推進計画の策定に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は、14名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ推進委員 3名以内
- (2) NPO法人A-life なんかん関係者 3名以内
- (3) 学校教育関係者 5名以内
- (4) 学識経験者 2名以内
- (5) 行政関係者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の提言を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長の選出は、協議会委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第7条 協議会に専門の事項を調査、審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名するものを充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、その主催する会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 協議会若しくは部会に出席した委員又は前条の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められたものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、第2条の規定に基づく提言のあった日にその効力を失う。

第5期南関町スポーツ推進計画策定経過

期 日	項 目	内 容
令和6年		
8月22日(木)～ 9月30日(月)	スポーツ活動アンケート調査実施 スポーツ活動状況に関するアンケート実施 <対象者> 一般1,500名/児童370名・生徒176名	
12月10日(火)	第1回スポーツ推進計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県スポーツ推進計画について ・スポーツ活動状況に関するアンケート調査結果について ・推進計画骨子(案)について
令和7年		
2月20日(木)	第2回スポーツ推進計画策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画(案)について
3月7日(金)～ 3月19日(水)	パブリックコメント開始 パブリックコメント終了	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画(案)について住民の意見を問う
3月21日(金)	第5期南関町スポーツ推進計画書面決議	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画の承認(決定)

第5期南関町スポーツ推進計画策定協議会 委員名簿

(敬称略順不同)

役 職 名	所 属	氏 名
策定協議会会長	学識経験者	末永 祐介
策定協議会副会長	NPO法人A-life なんかん関係者	原口 護
委 員	南関町スポーツ推進委員代表	佐藤 安樹
委 員	南関町スポーツ推進委員代表	三浦 雅善
委 員	南関町スポーツ推進委員代表	牝小路 知子
委 員	NPO法人A-life なんかん関係者	山田 健次
委 員	学校教育代表 (中学校)	平井 一郎
委 員	学校教育代表 (第一小学校)	唐津 智彦
委 員	学校教育代表 (第二小学校)	古川 浩美
委 員	学校教育代表 (第三小学校)	村岡 英治
委 員	学校教育代表 (第四小学校)	浜崎 泰史
委 員	学識経験者	平崎 和雄
委 員	行政関係者	阪田 正明

用語の補足説明

- ※1 ビジネスパーソン (P15)
ビジネスマン・ビジネスウーマンに代えて用いられる、性差のない語、実業家、経営者。
また、会社員、事務員。
- ※2 コンソーシアム (P15)
互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。共同事業体。
- ※3 フットパス (P18)
森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと。
- ※4 アンバサダー (P22)
大使、使節。代表、代理。自発的に口コミ等で発信する人。
- ※5 ロールモデル (P22)
自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物。
- ※6 オピニオンリーダー (P22)
特定の集団の中で周囲のメンバーに対して強い影響を与える人物。
また、ある領域に関する知識が豊富で、かつ新しい情報を常に取り入れる人物。
- ※7 ノーマライゼーション (P22)
障がいをもつ者ともたない者とが平等に生活する社会を実現させる考え方。
- ※8 インクルーシブ遊具 (P26)
障がいのある子どもも、ない子どもも遊ぶことができる遊具
- ※9 QOL (クオリティ・オブ・ライフ) (P28)
ひとりひとりの人生の内容や社会的にみた生活の質のこと。

～『スポーツできらめく・豊かな町づくり』～
第 5 期 南 関 町 ス ポ ー ツ 推 進 計 画

令和 7 年 3 月

編集・発行 南関町教育委員会 教育課

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 64

TEL (0968)57-8507 「直通」

TEL (0968)53-1111 内線 233

FAX (0968)53-5558